

個人版私的整理ガイドラインの運用支援		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	金融庁
節	(1)災害に強い地域づくり、(3)地域経済活動の再生	
項	④被災者の居住の安定確保、⑧二重債務問題等	作成年月
目	(ii)、(i)	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
・ 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の策定・公表(個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会、平成 23 年 7 月 15 日) ・ 個人版私的整理ガイドラインの運営主体である一般社団法人「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」が設立(8 月 1 日) ・ 被災された債務者がガイドライン運営委員会を利用する際の弁護士費用等を補助するため、「平成 23 年度東日本大震災復旧・復興予備費」10.7 億円の使用を決定(8 月 19 日閣議決定)。 ・ ガイドライン運営委員会において、仮設住宅等に入居している個人債務者の復興を支援すべく、ガイドラインの運用の見直しを決定(10 月 26 日) ・ 更に、自由財産たる現預金の範囲について、法定の 99 万円を含めて合計 500 万円を目安として拡張することを公表(平成 24 年 1 月 25 日) ・ 3 次補正予算において、ガイドラインの周知広報に係る経費として約 2 千万円を措置。(⇒予算を活用し、被災地の新聞等への広告の掲載やテレビ広告などを実施) ・ テレビ・ラジオによる政府広報や、金融機関等におけるポスター・チラシ等の設置、仮設住宅等への入居者へのチラシ等の配布等の周知広報を実施。		
当面(今年度中)の取組み		
・ 被災された債務者がガイドライン運営委員会を利用する際の弁護士費用等の補助及びガイドライン運営委員会と協力し、引き続き、周知広報を実施。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
・ ガイドラインに基づく申出、弁済計画の策定等を通じた私的整理が円滑に進むよう、適切に運用支援を実施。		
期待される効果・達成すべき目標		
・ ガイドラインの運用支援を引き続き実施することにより、ガイドラインによる債務整理が円滑に進み、被災者の方々が新たな生活に向けて再スタートを切る一助となることが期待される。 ・ ガイドライン運営委員会のホームページにおいて、週次で債務整理成立に向けて準備中の件数等を公表。 ・ なお、当該施策は民間当事者間の合意によるものであることから、定量的効果を示すことは困難。		

平成24年度予算における予算措置状況

- ・被災された債務者がガイドライン運営委員会を利用する際の弁護士費用等の補助及びガイドラインの周知広報に係る経費として合計約 6.8 億円を措置。【復興特会】

金融機能強化法の活用		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	金融庁
節	(3) 地域経済活動の再生	
項	② 中小企業	作成年月
目	(iii)	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
○ 金融機能強化法の震災特例に基づき、10 金融機関に対して資本参加を決定。 ・ 仙台銀行(300 億円)及び筑波銀行(350 億円):平成 23 年 9 月 14 日決定(同月 30 日実施) ・ 七十七銀行(200 億円):23 年 12 月 8 日決定(同月 28 日実施) ・ 相双信用組合(160 億円)及びいわき信用組合(200 億円):23 年 12 月 28 日決定(24 年 1 月 18 日実施) ・ 宮古信用金庫(100 億円)、気仙沼信用金庫(150 億円)、石巻信用金庫(180 億円)及びあぶくま信用金庫(200 億円):24 年 2 月 2 日決定(同月 20 日実施) ・ 那須信用組合(70 億円):24 年 3 月 14 日決定(同月 30 日実施) (※) 東北銀行が金融機能強化法の活用の検討開始を公表。		
当面(今年度中)の取組み		
○ 金融機能強化法の震災特例について、金融機関による活用の積極的な検討を促すとともに、申請があった場合には適切に対応する。 ○ 震災特例に基づき資本参加した金融機関については、復興に資する方策等が記載された経営強化計画の履行状況のフォローアップを実施する。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
○ 引き続き、金融機能強化法の震災特例について、金融機関による活用の積極的な検討を促すとともに、申請があった場合は適切に対応する。 ○ 震災特例に基づき資本参加した金融機関については、復興に資する方策等が記載された経営強化計画の履行状況のフォローアップを実施する。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 国の資本参加を通じて金融仲介機能の一層の強化を図り、金融機関が東日本大震災の被災者の事業や生活の再建に向けた円滑な資金供給を図るとともに、被災地域の復興・復旧に向けた支援に積極的かつ継続的に貢献していく。 (※) 経営強化計画に掲げられた施策の実施状況については、半期毎の経営強化計画の履行状況報告において、実績計数を含めて報告・公表する枠組みとなっている。		
平成24年度予算における予算措置状況		
・金融機能強化法に基づく資本増強の審査等に必要な経費 80 百万円【復興特会】		